原産地規則とアンチダンピング迂回防止措置に関する規律の 整合性確保のための法的対応

一米国の最近の行政運用・司法判断に注目して一*1

小林 友彦*2

世界貿易機関(WTO)の枠内において、アンチダンピング(AD)措置に対する国際的規律の実効性確保と、調和原産地規則(HRO)の追求とは、切り分けられる問題だとされてきた。AD 措置においてどのように ROO を設定・適用するかという問題と、HROを AD 措置に適用するか否かという問題も、それぞれの分野内で個別に取り組むべき問題だとされてきた。

しかしながら、とりわけ AD「迂回防止」に関わる問題を媒介として、貿易実務においても、その円滑化を図る通商交渉においても、実際には両者は分野横断的・相互依存的に関連する問題となりつつある。そして、この問題を放置しておくことは、上記 2 つの分野の国際的規律の確保の妨げとなる恐れがある。

とはいえ、この問題について包摂的に検討する取組は十分になされてこなかった。そこで本稿は、その足がかりとして、そもそもどのような制度・運用がこうした問題を生起させているのか、米国における動向に焦点を当てて分析した。その結果、米国がますます積極的・拡張的にROOをAD分野で活用する方向性が明らかになった。これを受けて、両分野を横断する多面的な分析の重要性等について問題提起も示された。

キーワード: アンチダンピング関税(不当廉売関税), 原産地規則, 迂回防止, 世界貿易機関(WTO), 地域貿易協定(RTA:自由貿易協定(FTA) および経済連携協定(EPA) を含む)

JEL Classification: F13, F53, H26, K33, K41

^{*1} 小部春美・前財務省大臣官房審議官兼財務総合政策研究所副所長をはじめとして、報告会等において貴重なコメントをお寄せ頂いた方々および編者である河野真理子・早稲田大学法学学術院教授に謝意を申し上げる。本研究の一部は、日本学術振興会・科学研究費・基盤研究(C)「国際義務の「迂回」への法的対応についての理論的研究:国家の規範的整合性に注目して」(16K03316)の助成による。文書の責任は執筆者個人に属する。

^{*2} 小樽商科大学商学部教授

I. はじめに

本稿は、原産地規則(ROO)の調和とアンチダンピング(AD)措置の濫用防止という政策的価値の間の関係が複雑に交錯しつつある現状について、どのような理論的課題があるか浮かび上がらせることを目的とする。

第1に、不公正貿易に対抗するために輸入国がとる貿易制限措置である AD 措置は、経済学的な正当化が難しいと指摘されつつも、今なお主要な貿易救済措置として利用されている。これに関連して、個別の AD 措置が「迂回」(circumvent;evade)される恐れについてどのように実効的に対処できるかが、近年ますます大きな問題となりつつある。なお、一般に「迂回」とは、法規制の適用を免れるために人為的操作を行い、もって当該法規制の本質的目的を損なう行為である¹⁾。そして、本稿が直接の分析対象とする AD 措置の「迂回」とは、産品の原産国を人為的に操作すること等によって、AD 措置の適用を免れようとする行為のことを指す。

本稿では、既存のAD措置の適用を逃れようとする場合と、そもそもAD措置の対象にならないよう操作する場合の双方を含めて検討する。いくらAD措置を発動しても、生産ラインや部品を変更する等の軽微な操作でもって容易にその適用を免れることができることとなれば、その効果は大きく損なわれるからである。その一方で、「迂回」に対抗するためとしてAD措置発動国がとる「迂回防止」(anticircumvention)措置は、AD措置の範囲を新規調査なしに拡大する効果を持つ²⁾。そのため、それが濫用されれば、AD措置に対する世界貿

易機関(WTO)等の国際的規律を阻害する恐れがある。それゆえ、どのような「迂回防止」措置をとることが認められるかについても、国際ルールでもって規律することが望ましい³⁾。しかしながら、WTOにおけるルールの策定交渉は2001年に開始されたものの成果なく停滞しており、国ごとに規制が区々となる現状が続いている。

第2に、原産地規則については、国ごとに異 なる原産地規則を採用していることが貿易を阻 害することについて1980年代から問題視され てきた。非特恵原産地規則の調和等を進めるこ とは、貿易当事者の負担を減少させ、予測可能 性を増すと同時に、バリューチェーン・サプラ イチェーンの柔軟な組換えも容易にすると期待 される。そこで WTO においては、世界関税機 構(WCO) との連携の下、まず原産地規則協 定(ARO)に基づく非特恵の調和原産地規則 (HRO) の策定作業が 1995 年に始まった。し かし、こちらも長期間にわたって停滞しており、 国ごとに規制が区々となっている。停滞の主た る理由の一つとして、AD「迂回防止」の調査・ 措置においても調和原産地規則が適用されるか 否か(後述Ⅳ. 参照)について合意が得られな かったことが挙げられる。この意味において, ADの国際的規律と ROO の国際的調和の間の 相克は ROO 分野で従来から認識されてきた⁴⁾。

このように AD と ROO のそれぞれの分野において、互いに他方の分野との連関が認識されてきた。さらに近年では、AD 分野において、とりわけ米国等が「迂回」に対抗する目的で特殊な ROO を利用する動向があり、国内法上の

¹⁾ 租税回避 (tax avoidance; tax evasion; tax avoision) 等の概念との関連については別に論じる。

²⁾ AD「迂回防止」措置をめぐる基本的論点については、Yanning Yu (2008), Circumvention and Anti-circumvention Measures を参照。

³⁾経済産業省通商政策局編『2018年版不公正貿易報告書』214-216頁も参照。

整合性のみならず AD の国際的規律への悪影響が懸念されるようになってきている。この点で、AD 分野でも、ROO の位置付けがあらためて問題として生起している。

今求められているのは、上記2つの分野における包摂的な整合性の確保であろう。従来のように、AD分野の内部問題としてROOの機能について論じ、逆にROO分野の内部問題とし

てAD「迂回防止」措置への適用可能性を論じるだけでは、どのような分野間調整がなされうるかは見えてこない。そこで本稿ではまず、そもそもどのような法的緊張関係が生じているのかを整理することを第一の目的とする。その一歩として、米国における AD および ROO の運用・解釈の内的一貫性および制度的な持続可能性について批判的に検討する。

Ⅱ. AD 迂回防止措置の規律が、原産地規則の調和に及ぼす影響

Ⅱ-1. 制度間調整にかかわる一般的課題

複数の制度がそれぞれの実効性を確保しよう とすると相克が生じるという問題に対して、複 数の国内法と複数の国際法からなる多元的・多 階的な法平面のどこでどのように整合的な対処 が可能となるだろうか。言うまでもなく、複数 制度間の調整はどのような法体制の下でも必要 であり、一概に優先順位が決まるものではなく、 個別の利益衡量や調整が必要となる。また, 仮 に一国内でそうした調整を行えたとしても、そ れが他国の権利・利益を損ないうる場合、国際 法平面での調整が必要となる。また、国際法平 面と言っても多層的であり、複数分野に関する 複数の国際法制度が相互に矛盾衝突することも ありうる。このような、分野横断的な制度間調 整の問題について、多元的かつ多段階的な フォーラム間での調整・制度設計をどのように

行うかという問題は、今日様々な場面で表面化 している。にもかかわらず、学術的分析は十分 ではない⁵⁾。

通商法分野について言えば、もしWTOの枠内での調整ができないのであれば、RTAによる規律を模索することが次善の選択肢となりうる。たとえば、北米自由貿易協定(NAFTA)の改訂版である 2018 年の米墨加協定では、アンチダンピング税等の回避(duty evasion)を防止するための 3 国間協力の規定が盛り込まれた 6 。同じ論点は、日米貿易交渉の項目にも挙げられている 7 。RTA間でROOを相互承認することである程度の解消は可能であるものの、やはりRTAごとに異なる国際ルールを設けることになれば、制度の複雑性は相当に残存することとなる 8 。

⁴⁾ さらに近年では、締約国が全部または一部重複するような RTA が多数並存するようになったため、協定 ごとに特恵原産地規則が区々であることが貿易を阻害する恐れがあることも指摘されてきており、特恵原産 地規則の調整も新たな問題として模索されてきた。いくつかの RTA においては特恵原産地規則の統一・調和・相互承認を進める方向にあり、たとえば交差累積、対角累積、地域原産概念等を個別の事情に応じて使い分けつつ、できるだけ原産国認定を柔軟に行う例もある。しかし、いずれにせよ調和の程度はその適用範囲に限定されるし、「影響問題」が解消されるわけでもない。

⁵⁾ Hagen Rooke (2011), L'autoprotection et le droit de l'OMC はこの点において主要な先行研究であるものの、国家による WTO 規律の「迂回」を禁止する明示規定の分析にとどまっており、同じ WTO 協定の下で、私人による「迂回」に国家が対抗するための「迂回防止」措置との整合性をどのように確保するのか等の論点については触れられていない。

⁶⁾ Section C (Cooperation on Preventing Duty Evasion of Trade Remedy Laws), Chapter 10 of the USMCA.

II-2. AD と ROO をめぐる制度的問題の特徴

本稿は、WTO協定の枠内における AD 分野 と ROO 分野の交錯から生じる課題の特徴をま ず明らかにしようとする。そもそも、WTO協 定のような国際ルールは、貿易に関する加盟国 の主権的な規制権限に対して国際的規律を課す ものである。他方で、正当な政策的理由があれ ば、WTO協定の定める条件下で各国家は貿易 規制を課すことができる。例えば、第1に、輸 入国国内産業に損害を与えるようなダンピング 行為に対抗するためには、特定の輸出者に対し て上乗せ関税を課す AD 措置が認められる。 第2に、複数の国にまたがって生産された物品 の国籍を適切に決める(生産国の偽装による不 当表示や関税逃れを防止する) ために、どの国 で最後の「実質的変更」が行われたかの基準と しての ROO を各加盟国が定めることができ る。この意味で、AD 制度もROO 制度も、各 加盟国が個別に設け、運用するものである。

これまでも、こうした国内制度に対して、どのような形で、どの程度まで国際的規律を課すことができるかが問題となってきた。しかしながら、今日的な問題は、ADとROOについて、国内法平面でも国際法平面でも深刻な齟齬が顕在化している状況にどのように対処するかとい

う点にある。

というのも、AD 措置は、個々の不公正貿易に対抗する特殊関税として個別性を本質とする。他方で、ROO は、日常的に通関業務で適用される予測可能な規則として一般性を本質とする(図1)。にもかかわらず、近年、AD「迂回防止」措置の取扱いをめぐって、ADとROOの緊張関係が顕在化している。具体的には、産品の原産国を人為的に操作することでAD 措置の適用を免れようとする「迂回」行為を取り締まることを認めてよいかが問題となる。

一般に、法的規律が強化・詳細化されればされるほど、それに違反するのではなくその規律をすりぬけようとする「迂回」行為への誘因は大きくなる。AD措置を発動しても、生産ラインや部品を変更する等の軽微な操作でもって容易にその適用を免れることができることとなれば、その効果は大きく損なわれることは、「迂回」として従来から指摘されてきたとおりである。具体的には、対象範囲外の第三国で対象産品を製造して輸出するもの(いわゆる第三国迂回)、既存 AD措置で特定された対象産品の範囲外となるように微小な変更を付すもの(いわゆる微小変更)、発動時には存在しなかった後発品を輸出するもの(いわゆる後発産品)、



図1 原産地規則と「迂回防止」の関係

⁷⁾ United States Trade Representative (2018), United States-Japan Trade Agreement Negotiations Summary of Specific Negotiating Objectives, December 2018, p. 12.

⁸⁾ Mavroidis, P. C. and Vermulst, E. (2018), "The Case for Dropping Preferential Rules of Origin," *Journal of World Trade*, Vol. 52, No. 1, 1–14.

⁹⁾ See generally Kahn, J.C. and Rickard, N.M. (2014), "Commerce Must Adopt A Central Role in Addressing Circumvention of All Types," George Mason Journal of International Commercial Law, Vol. 6 No. 1, pp. 1–57.

対象産品の部品を輸出し、輸入国で完成品にするもの(いわゆる輸入国迂回)が典型的な「迂回」行為として扱われてきた。なお、ラベルの付替え等による原産国の虚偽記載は関税法や契約等の違反として別途に取り扱われるべきものであり¹⁰⁾、本稿で扱う「迂回」からは除かれる。また、経由国での積替によって輸出国を変更することも、原産国の変更を自動的にもたらすわけではなく、やはり「迂回」とは区別して扱う。

こうした行為に対応するにあたって、WTO 加盟国の中でも日本等は、そのつど新規調査を 行うという方法を取るべきだと伝統的には主張 してきた。AD協定はWTO加盟国がAD措置 を取ることが許容される条件を定めている以 上, 明文で規定されていない措置は認められな いという立場である。他方で、それは時間と手 間がかかるのに加え、後追いとなるため、遡及 適用しない限り効果が限定される恐れがある。 この点、米国や欧州連合(EU)等は、「迂回」 行為を抑止するために、 当初設定した範囲外の 産品にまで既存 AD 措置を拡大適用するとい う「迂回防止」措置を取ることができると主張 してきた。さらに最近、米国は「迂回防止」調 査を行うにあたって、個別調査のために設けた 特殊な ROO を適用し始めた。その理由は、一 般的な ROO を用いれば、「迂回防止」措置を さらに迂回するような生産ラインや貿易経路の 変更がなされる恐れがあるからだという。「迂 回防止」措置を認める WTO 加盟国は相当数あ り11), その数は増加しつつある。

このような運用を採用するか否かは、各国での AD と ROO の制度設計に依存する。しかし、仮に各国の国内法上で微細な調整が行われたとしても、それが区々であれば円滑な国際貿易を阻害する恐れがある。また、ただでさえ濫用の恐れが懸念されている AD「迂回防止」調査のために、本来であれば画一的・標準的たるべき

ROO を操作することを認めることとなれば、 ADとROO 双方についての国際ルールの実効性を損なう恐れもある。

この問題の論点は、以下の2点に集約される。第1に、AD措置はどこまで実効的であるべきか。そもそも、不公正貿易に対抗するため輸入国がとる貿易制限措置である AD措置は、無差別と自由化というWTOの原則の例外であり、条約が認める範囲でのみ許容される。この点、「迂回防止」の名の下に AD措置の拡大適用が濫用的に行われれば、WTO等の国際的規律を加盟国が「迂回」することとなり、国際協定の実効性を損なう恐れがある。それゆえ、どのような迂回防止措置をとることが認められるかについて、国際ルールでもって規律することが望ましい。

しかしながら、それを目的としたドーハ開発アジェンダ(いわゆるドーハ・ラウンド)交渉は10年以上にわたって停止しており、各国の法制が区々なまま並存しているのが現状である。とすると、RTAによって一部の国の間で共通の規律を設けることが次善の選択肢となりうるものの、AD措置の適用において、RTAの締約国であるか否かでもって差別的に取り扱うことが許容されるか、仮に許容されるとしても実行可能かについては種々の課題があり、実際には進展がない。まずはAD分野で、WTOや地域貿易協定(RTA:自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)等の総称))のような国際ルールの下でどのように「迂回防止」措置が許容されうるか検討することが求められる。

第2に、ROO はどこまで統一的であるべきか。国別でROO があること自体が貿易を阻害することのないように非特恵 HRO を策定する作業は、WTO と世界税関機構(WCO)の協調の下で1995年に始まった。しかし、まさしく AD 迂回防止措置の取扱い(いわゆる「影

¹⁰⁾ 最近の争訟事例として、下記を参照。Pharm-Rx Chemical Corp., v. BMP, Bulk Medicines and Pharmaceuticals Production GMBH, 2019 WL 1434721 (US Distr. Ct, D. New Jersey, 31 March 2019).

¹¹⁾ 小林友彦 (2009)「WTO アンチダンピング協定における迂回防止措置の位置づけの再検討―近年の国家実行及び紛争処理事例の予備的考察―」商学討究 59 巻 4 号, 215-225 頁.

響問題(implications issue)」)に関する意見の不一致のため膠着状態にある。他方で、近年では、RTAが多数併存するようになってきた。異なる特恵 ROO が並存することが貿易を阻害する恐れがあることも指摘されてきており、それらの間の調整も課題となっている「2」。いくつかの RTA においては、本来は個々の RTA の内部でのみ適用されるはずの特恵原産地規則の統一・調和・相互承認を進める方向にあるが、それを AD 措置にも適用するのであれば、「迂回防止」措置の適用を阻害する恐れがあるとの指摘もある。そこで、WTO や WCO における ROO の調和を行うにあたって AD 「迂回防止」措置をどのように位置づけるかが問題となる。

Ⅱ-3. 分野横断的な分析・整理の必要性

上記の2分野における実効的な法的規律のあ り方について、どのような統合的な分析枠組み を提示しうるか。上記2つの分析を踏まえてさ らに必要とされているのは、上記2つの制度間 調整を、どのレベルの国際制度で行いうるか実 証的に検討することである。AD 制度と ROO 制度とが、国際平面と国内平面の双方で連関し つつ相克する問題について、 どのような法的対 応が可能であろうか。たしかに現時点では、い ずれの論点についても WTO. WCO や OECD 等のグローバルなフォーラムでは合意形成がで きていない。では、興隆しつつある RTA で対 処できるか? それとも、WTO 等での統合的再 構成が必要か?あるいは、各国の国内法制に委 ねるほかないのか? 少なくとも, (i) WTO 等のグローバルルール、(ii) RTA 等の地域的・ 分野別ルールのいずれ (あるいは (iii) 各国国 内法の調和?) のレベルでの調整が最適である のか、について多面的に検討する必要がある。

AD制度やROO制度は、WTO等の多数国間交渉において長らく争点となってきたため、その機能や規律のあり方について多くの先行研究がある。また、原産地規則についても、非特恵ROOの調和に関するWTO原産地規則協定の解釈やルール交渉との調整について、研究者・実務家による分析は多い¹³⁾。RTAにおける特恵ROO間の比較分析も盛んである。個々のRTAにおける運用の現状についても、政府職員経験者や実務法曹の貢献が大きい¹⁴⁾。

その反面、AD 制度とROO 制度は通商法学 界において相異なる学問分野として展開してお り、多くの国において複数の省庁の所管事項に 細分化されていることもあり、 両分野を横断す るような視点からの実証・理論分析は乏しい。 AD 分野においては、「迂回防止」措置の可否・ 態様・手続を論じるにあたって、そのための特 別な ROO の策定や HRO の行末にまで目配り した議論はされてこなかった。同様に、非特恵 ROO 調和作業等においても、AD「迂回防止」 措置の取扱いをめぐって、WTO ルールの改善 や RTA レベルでの調整、他のフォーラムとの 協調にまで射程を広げて検討することは、一部 の交渉担当者の実務的提案を除けば、ほぼな かった。それゆえ、多元的・多層的な制度間調 整のあり方について具体的かつ実行可能な選択 肢が何かを示す必要がある。もちろん、このよ うな作業は実務・研究を架橋した分野横断的な 検討を要する。本稿は、今日的な問題の特性に 光を当てることに注力する。

¹²⁾ See van de Heetkamp, A. and Tusveld, R. (2011), Origin Management: Rules of Origin in Free Trade Agreements, Springer.

¹³⁾ 日本貿易関係手続簡易化協会(JASTPRO)「検証 WTO 非特恵原産地規則調和作業」参照。URL: http://www.jastpro.org/essay/tokue.html (last accessed, 22 April 2019).

¹⁴⁾ ホワイト & ケース外国法事務弁護士事務所 (2016)「FTA 原産地証明に係る海外の法制及び企業の実施体制実態調査報告書」.

Ⅲ. AD「迂回防止」と ROO の関係に関わる最近の米国の運用

Ⅲ-1. AD「迂回防止」に関わる論点の概観Ⅲ-1-1. AD協定における「迂回防止」措置の位置づけ

WTO 協定の一部として編入された GATT は、物品の貿易に関連してあらかじめ譲許表に 記載された水準を超えて関税を課すことを禁じ る (GATT 第2条第1項)。ただし、別途に同 第6条に基づいてAD税または相殺関税を課 すことは、正当な例外として認められている (第2条第2項)。同第6条では、ダンピング によって国内産業に実質的損害を与える場合等 に、そのようなダンピングを「非難すべきもの と認める」と規定する(第6条第1項)。その 上で、締約国がダンピングを相殺または防止す るため、ダンピングの限度を超えない関税を課 すことができると規定する(第6条第2項)。 ただし、AD 税を課せると規定するからといっ て、自由裁量があるわけではない。他の締約国 からの輸入品が国内産業に実質的損害を与える 等の状況がある「と決定する」場合にのみ課す ことができるという点で、例外的に許容される 措置だと位置づけられる。

ここでいう「決定」を行うための条件と手続を詳細化したのが、同じくWTO協定の一部として1994年に採択されたAD協定である。AD措置は「ガット第6条に定める条件の下において、かつ、この協定に従って開始し、実施する調査に基づいてのみとることができる」と規定していることからも、AD措置は例外的に正当化される措置だとの位置づけが明示されている(AD協定第1条)。同じ趣旨は、「他の加盟国からのダンピング輸出に対するいかなる措置も、この協定により解釈される1994年のガッ

トの規定による場合を除くほか、とることがで きない」として第18.1条でも再言されている。 さて、GATTにもAD協定にも、AD措置 を課した後にそれに対する「迂回」行為が生じ た場合、どのような対応を取ることができるか は明示されていない¹⁵⁾。では、AD 措置の実効 性を確保するために「迂回防止」措置を取るこ とは正当化されるか。この最も基本的な点につ いて、WTO 加盟国の見解は分かれている。従 来の日本等、AD 措置の発動を抑制することを 主張してきた国々は、AD 措置に対する上述の ような位置づけからして、新規調査なしに既存 AD 措置の対象範囲を拡大するような「迂回防 止」措置を取ることは認められないと解釈して きた。これに対し、米国や EU は、個別の「迂 回 | 行為に対していちいち新規調査を行わなけ ればならないとすればいたちごっことなり、正 当に発動された AD 措置の実効性が損なわれ てしまうとして、「迂回防止」のための対策が 取れるとの理解から国内法制を整備してきた。 たしかに、AD 税が課されたにもかかわらずそ の分の価格引き上げを行わない 「吸収」 (absorption) に対して追徴課税を行うことに ついては、AD協定上は明文で許容されていな いものの多くの加盟国において容認されてい る。それゆえ、AD協定に明文の許容規定があ ることは不可欠の条件ではないと主張するので ある。しかしながら、「迂回防止」措置が濫用 されれば、WTO による AD 規律そのものが国 家によって「迂回」されてしまう恐れもある¹⁶⁾。 こうした見解の相違は、2001年に開始され たドーハ・ラウンド交渉の一環として AD協 定の改善と明確化を目的として始まった AD

¹⁵⁾ ウルグアイ・ラウンド時の交渉経緯については、以下を参照。Terrence P. Stewart (ed.) (1994), *The GATT Uruguay Round: A Negotiating History* (1986-1992), Vol. II, Kluwer Law and Taxation Publishers, p. 1616ff.

ルール交渉においても先鋭化した。2007年には、「迂回防止」措置の協定上の根拠を明示する規定を新設する提案が議長テキストにおいて示されたものの 17 , 2008年の議長提案では、加盟国間の合意がないことを理由として削除された 18 。AD 委員会の議論においては個別の「迂回防止」措置の内容や透明性に関する意見交換がなされているものの 19 , その是非については合意が得られていない。

Ⅲ — 1 — 2. 米国における AD「迂回防止」調 査制度の概要

米国法上、AD調査当局は、(a)輸入国迂回、(b)第三国迂回、(c)微小変更、および、(d)後発産品について「迂回防止」調査を行うことで、AD協定上要求される新規調査を行うことなく既存 AD措置の対象範囲を拡張することができる²⁰⁾。中でも、ROOとの関係が問題となりやすい第三国迂回については、既存 AD措置の対象産品と同じ「類型」(same class or kind)の産品が第三国から輸入される際に、第三国での加工が「微小または些少」(minor or insignificant)なものにとどまり、AD措置対象国で生産された部品が相当な割合(a significant portion)を占めており、かつ調査当局が AD措置の回避(evasion)を防ぐことが適当だと認め

た場合,当該産品を既存 AD 措置の対象範囲内に加えることができる²¹⁾。その際に考慮するのは、貿易動向(部品調達動向を含む)、「微笑または些少」な加工工程の従事者が当該措置の課税対象企業の関連者であるか否か、および、当該措置の発動前後の部品輸入量の増加の有無である²²⁾。なお、「微小または些少」であるか否かの判断にあたっては、(1)第三国での投資の水準、(2)第三国での研究開発の水準、(3)第三国での生産の性質、(4)第三国の生産設備の程度、および、(5)第三国での付加価値が米国に輸入される完成品に占める割合が小さいか否か等を考慮に入れることが義務付けられる²³⁾。

Ⅲ-1-3.「迂回防止」のための取組の多段階性

本稿が注目するのは、米国における「迂回防止」調査そのものの運用の是非ではない。「迂回防止」調査以外にも様々な形で「迂回」に対策する方法があり、その中でROOの設定が重要な役割を果たしていることに光を当てようとするのである。なぜなら、そうした多様な形態の措置について目配りしなければ、「迂回防止」措置そのものに対する国際的規律をいくら設けても、その実効性が伴わなくなる恐れがあるからである。

¹⁶⁾ 類似の問題意識から、日本政府は、スポンジチタンに対する AD 調査において損害なしと ITC が認定したにもかかわらず商務省が別途に通商法 232 条に基づく調査を始めたことに対し、AD 協定等の WTO 上の義務を「迂回」するものだと批判した。商務省によるパブリックコメント募集に対する 2019 年 4 月 22 日付日本政府コメント 9 頁参照。https://www.regulations.gov/docket?D=BIS-2018-0027. See also Brett Fortnam, "Japan and its Titanium Sponge Industry Rebut Claims Behind 232 Probe," *Inside US Trade*, 3 May 2019, 2019 WLNR 13777487, p. 18.

^{17) &}quot;The authorities may extend the scope of application of an existing definitive anti-dumping duty to imports of a product that is not within the product under consideration from the country subject to that duty if the authorities determine that such imports take place in circumstances that constitute circumvention of the existing anti-dumping duty." *Draft Consolidated Chair Texts of the AD and SCM Agreements*, TN/RL/W/213, 30 November 2007, pp. 22–24.

¹⁸⁾ Consolidated Chair Texts, TN/RL/W/236, 19 December 2008, p. 21.

¹⁹⁾ Minutes of the AD Committee, G/ADP/M/40/Rev.1, 7 July 2011, para. 49.

^{20) 19} U.S.C.A. § 1677j.

^{21) 19} U.S.C.A. § 1677j(b) (1).

^{22) 19} U.S.C.A. § 1677j(b) (3).

^{23) 19} U.S.C.A. § 1677j(b) (2).

具体的には、調査当局が利用できる方策には 図2のようなものがある。第1に、そもそも「迂 回 | されにくいよう当初から AD 措置の射程 を広めに設定することや、ダンピングが行われ そうな国が原産国となるよう ROO を調整する ことができる(後述Ⅲ-3-1で言及する Canadian Solar 事件参照)²⁴⁾。第2に、措置の対 象範囲や ROO に解釈の余地がある場合は、実 質的でない操作を加えることでもって既存 AD 措置の適用を逃れようとする行為に対して、適 用範囲確定裁定(scope rulings)でもって既存 AD 措置の対象内に含まれると処理することも できる²⁵⁾ (後述Ⅲ – 2 – 1で言及する Bell Supply 事件参照)。第3に、上記のような方法では既存 措置の範囲内に含めることができないような輸 出動向に対しては、新規調査を行なって追加的 に網をかけることがありうる。この3種類の方 法が利用可能であることについては、 日本を含 め異論がない。これらに加えて、第4に、既存 AD 措置の「迂回」を直接に抑止するために、 特定の不正行為に対しては新規調査なしに既存 措置の適用範囲を拡張する「迂回防止」措置を 発動することがありうる。上述 (Ⅱ-2) の通 り、これを認める WTO 加盟国は米国のみでは ない。

要するに,「迂回防止」措置は,問題となる「迂

回」に対応しようとする際の選択肢の一つに過ぎない。さらに、ROOの調整と「迂回防止」措置とは、従来は概ね別個の対策として位置付けられてきたものの、次節で見るように、米国の最近の運用は、両者がさらに密接に連関するようになりつつある。この論点について、各国の国内法上どのように整理されているのか、そしてそうした国内法が国際的規律にどのような影響を及ぼすのかを、調査・分析する必要がある。以下では、最近の事例として、Bell Supply事件($\Pi-2-1$)、Canadian Solar 事件($\Pi-3-1$)および Kyocera Solar 事件($\Pi-3-2$ (2))を取り上げる。

Ⅲ-2.「迂回防止」調査に先立つ適用範囲確定手続の利用可能性

Ⅲ-2-1. Bell Supply 事件判決の概要

近年の米国調査当局(商務省および国際貿易委員会)の AD 制度運用において、AD「迂回防止」と ROO 設定の関係はより複雑になりつつある。第1に、2018年の「Bell Supply v. US」事件(以下、Bell Supply 事件)連邦巡回区連邦控訴裁判所(以下、CAFC)判決は、AD「迂回防止」調査を行う前の段階で、実質的変更の有無を判断するという形で「迂回」に対抗することは手続上問題ないとの判断を示した²⁶⁾。

図2 AD「迂回防止」のために利用しうる方法

- (1) 対象産品の確定時の, 範囲確定基準の操作 (※対象産品の範囲に合わせた ROO の設定も可能)
- (2) 対象範囲確定裁定による. 対象範囲の操作
- (3) 別途の新規調査(※その際,上記(1)の操作も可能)
- (4)「迂回防止」調査

(出所) 著者作成

- 24) EUでは、AD「迂回防止」のためのROOの操作は従来からなされてきたという。日本も、韓国製DRAM に対する補助金相殺関税の対象産品を特定するにあたっては、非特恵ROOで用いている「後工程」ではなく、「前工程」を行った国を基準として用いた。ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺 関税に関する政令(平成18年1月27日政令第13号)1条参照。この点について言及した最近の文献として、下記も参照。長谷川実也(2018)「日本の原産地規則の変遷について」『経営と経済』(長崎大学)第98巻第1-4号、31-32頁.
- 25) 19 C.F.R. § 351.225 (a).
- 26) Bell Supply Company, LLC v. United States, 888 F.3d 1222 (CAFC 2018).

もともと、既存 AD 措置の適用範囲確定手 続において,「迂回」の恐れを考慮する裁量を 商務省が持つことについては争いがない。ただ し、その裁量には限界があり、「迂回防止」の ために既存措置の範囲を拡大することまでは認 められない²⁷⁾。Bell Supply 事件では、中国製の 「完成品または未完成品」(finished or unfinished) の油井管 (OCTG) に対する AD 措置が発動された後に、熱処理前の産品である いわゆる「green tubes」が第三国に輸出され、 そこで OCTG に加工されてから米国に輸出さ れる例が増加した。税関が用いる通常のROO に従えば、green tubesから熱処理によって OCTG に加工する工程を行った国が原産国だ と認定されるため、通例であればそれらの第三 国生産品は既存 AD 措置の対象外となるはず である。しかしながら、AD 調査当局は税関の 用いる ROO に拘束されない。本件で調査当局 は、適用範囲確定手続において、総合的判断に 基づいて green tubes から OCTG への工程が 実質的変更にあたらないと判断した²⁸⁾。それゆ え, 上記第三国からの輸出品も中国からの未完 成品の輸出に含まれるとして、当初 AD 措置 の適用範囲内だと認定した。

これに対して、米国内のOCTG消費者が、(i) AD 措置の対象に green tubes が含まれていないことから適用範囲確定裁定で対象産品に含めることはできないはずであり、また、(ii)「迂回」の恐れに対しては「迂回防止」調査を行うべきであり適用範囲確定裁定を用いたのは不適法だ、と主張して商務省を相手取って国際貿易裁判所(以下、CIT)に提訴した。CIT は原告の主張を認容したものの、控訴審である CAFCは、実質的変更があるか否かの判断は、「迂回

防止」調査を行うか否かの判断の前提となるとして、商務省による適用範囲確定裁定によって ROO を適用することを適法だと判断した。

その論旨の構造は以下の通りである。まず、ある産品について ROO を適用して原産国の認定を行う作業は、そもそも問題となる産品が既存 AD 措置の対象内か否かを決定するために必要となる。仮にこの段階で既存 AD 措置の対象内だと認定されれば、別途に「迂回防止」調査を始める必要はなくなる²⁹⁾。逆に、もし対象外だと認定されれば、そこで初めて、当該産品について「迂回防止」調査を行うか、新規調査を始めるか等を判断することが必要となる。このように、適用範囲確定手続と「迂回防止」調査とは異なる段階であるため、まず「迂回防止」調査とは異なる段階であるため、まず「迂回防止」調査とは異なる段階であるため、まず「迂回防止」調査とは異なる段階であるため、まず「迂回防止」調査とは異なる段階であるため、まず「迂回防止」調査とは異なる段階であるため、まず「迂回防止」

Ⅲ-2-2. その含意

上記 Bell Supply 事件 CAFC 判決は、「迂回」への対応として、「迂回防止」調査手続に入る前に調査当局が ROO の解釈・適用を行うことを高裁段階で初めて認めたという意義がある。たしかに、調査当局が対象範囲確定裁定によって既存 AD 措置の対象範囲を拡張できるということも、AD 調査当局が税関の用いる ROO に拘束されないということも、従来から認められてきたことである。その上で、既存 AD 措置の対象範囲を確定する作業の一環として「迂回」に対応することができると認めたことで、広い意味においては米国調査当局の AD 「迂回防止」のための選択肢を広げるという効果を持つ。この判決は、その直後から調査当局の AD 「迂回防この判決は、その直後から調査当局の AD 「迂回防」

²⁷⁾ Appleton Papers Inc. v. United States, 929 F.Supp.2d 1329, at 1337 (CIT 2013).

²⁸⁾ ただし、この総合的判断が実質的証拠に基礎付けられていることが示されていないとして、2018 年 10 月 の CIT 判決により再判断のため三たび調査当局に差し戻された。See *Bell Supply Company, LLC v. United States*, 348 F.Supp.3d 1281, at 1289 (CIT 2018). この意味で、米国の国内法上の運用の整合性や一貫性については引き続き追跡することが必要である。

²⁹⁾ Bell Supply, supra n 26, at 1229.

³⁰⁾ Ibid., at 1231.

回防止し措置の運用にも影響を及ぼしている。中 国製の耐食鋼 (Corrosion-resistant steel: CORE) に対する AD 措置(以下. Chinese CORE 事件) に関する「迂回防止」調査に関する2018年5 月23日の最終決定において、調査当局は、当 初措置の対象範囲確定手続とは異なる基準で もって原産国の判断を行った310。調査当局は, 当初調査と「迂回防止」調査とでは分析の目的 が異なることをその理由として挙げた。対象範 囲確定手続においては、ある産品がどのような 工程を経れば対象産品との同一性を失うかを判 断する。これに対し、「迂回防止」調査では、 そのような工程が「微小または些少」であるか 否かを判断するので、異なる基準を用いること も正当化されるというのである。むしろ、当初 調査時のROO を迂回する行為がなされている ときに、「迂回防止」調査においてそれと同じ ROOを使うのは無意味だという姿勢である。

Bell Supply 事件判決の影響の射程はまだ未知数であるものの、WTO 加盟国による「迂回防止」措置に国際的規律を課すにあたっても、「迂回防止」調査のみに局限せず、ROO の操作についても目配りすることが求められるということを意味する。ただし、Bell Supply 事件CAFC 判決は、ROO の適用においては「実質的変更」の有無を判断することを前提としつつ、「実質的変更」の解釈の仕方において AD 調査当局が税関とは異なる判断を行うことを認めたのであり、次節で見る Canadian Solar 事件とは異なる。

Ⅲ-3. AD「迂回防止」目的で ROO を設定・変更することの可否

Ⅲ-3-1. Canadian Solar 事件判決の判旨

これに対し、2019年3月の「Canadian Solar v. US」事件(以下、Canadian Solar 事件)判決においてCAFCは、調査当局が新たにAD

調査を行い、対象産品の範囲を確定するための ROOを設定する際に、「迂回防止」の目的で、 「実質的変更」基準を用いない特殊な ROO を 用いることをも合法だと判断した³²⁾。

本件で問題となったのは、中国製太陽光発電 パネルに対する AD 措置に始まる一連の AD 措置である。税関の用いる「実質的変更」基準 に従った ROO ではセルの生産国を原産国とな るところ、最初の AD 措置(以下, Solar I 措置) は、中国製の太陽光発電パネル及びその主要部 品(セル等).及び、中国製のセルを使って第 三国でパネルに組立されたものが対象であっ た。その一方で、中国製以外のセルを使って第 三国でパネルに組立されたものは対象外とされ た。また、第三国製のセルを使って中国で組立 されたパネルも対象外とされた。これに対して. 申請者によれば、課税対象企業は以下のような 貿易工程の転換を行ったとされる。(1) 第三 国でセルを製造し、それを使って中国でパネル に組立ててから米国に輸出する工程と、(2) 台湾でセル等を製造し、それを使って第三国で パネルに組立てて米国に輸出する工程である。 いずれも、Solar I 措置の除外規定によって AD 措置の対象外であった。

これらの行為に対して AD 措置を課すため、調査当局は新たに 2 件の新規調査を行った。その結果が、第1に、中国における工程(上記(1))を捕捉するための AD 措置(以下、Solar II China 措置)であり、第三国製のセル、モジュールまたはラミネートを使って中国でパネルに組立されたものが対象とされた。第2の措置が、台湾における工程(上記(2))を捕捉するための AD 措置(以下、Solar II Taiwan 措置)であり、台湾で製造されたセル等を使って第三国で組立がなされたものが対象とされた。第三国で組立がなされたものが対象とされた。Solar II China 措置との重複適用を避けるため、Solar II Taiwan 措置では、台湾

³¹⁾ Certain Corrosion-Resistant Steel Products From the People's Republic of China: Affirmative Final Determination of Circumvention of the Antidumping Duty and Countervailing Duty Orders, 83 FR 23895, 23 May 2018.

³²⁾ Canadian Solar, Inc. v. United States, 918 F.3d 909 (CAFC, 12 March 2019).

で製造されたセルを使って中国で組立されたものは対象外とされた。注目されるのは、2つの調査ではそれぞれ対象産品が異なるとして、調査当局が Solar II China 措置については「実質的変更」基準を採用せず、パネルへの組立が行われた国を原産国とする ROO を個別に設定して適用したという点である。

これに対し、中国の太陽光パネル生産者 (AD 課税対象企業) は、(1) Solar II China 調査において従来の行政慣行を破って「実質的変更」基準によらない ROO を設定したことは、合理的理由と実質的証拠に基づいておらず恣意的で不当である、および、(2) 異なる ROO を適用するのは「類似の状況にある産品」(similarly situated products)に対する不当な差別である、と主張して提訴した。CIT は、2017年の「SunPower v. US」事件(以下、SunPower 事件)判決において、調査当局が一定の証拠を示したことをもって原告の請求を棄却した³⁴⁾。また、控訴審である CAFC は、2019年の Canadian Solar 事件判決において、CIT の判断を支持した。

CAFCの判旨は以下の2点からなる。第1に、たしかに調査当局はAD措置の対象産品の「類型」について、これまで常に「実質的変更」の有無を基準としてROOを設定してきた。しかし、法令上は調査当局が事案ごとに「類型」を決定する裁量がある。それゆえ、Solar I措置のように従来と同様に設定することもできれば、Solar II China 措置のように別異の基準を設けることもできる。ただし、「類型」の設定をいかようにもできるということではなく、合理性と一貫性が必要である。もし長年の慣行と

異なる方法で ROO を設定するのであれば、調査当局はそれが(i)許容されており、(ii)十分な理由があり、かつ(iii)事案に照らしてより良い方法だと信じるに足りる理由があった、ということを示すことが必要である³⁵⁾。

本件調査については、国内産業に損害を生ぜ しめている本件調査特有のダンピング行為は Solar I 措置の対象外であり、「迂回」の疑いも あるため、それらを捕捉できるようにするため に異なる基準を用いたと調査当局は説明した。 さて. 本件調査段階において調査申請者から調 査当局に提出された証拠とは、AD 課税対象企 業の CEO らが最終決定の前から、仮に AD 措 置が課されても対象産品の「類型」に入らない ようサプライチェーンを組み替えることで、わ ずかな追加費用で輸出を継続することができる と報道機関等に公言したという記事であっ た36)。調査申請者はこれらの記事から、課税対 象企業が Solar I 措置を免れるために従来の「実 質的変更」基準を悪用していると主張した。調 査当局はその記事をうのみにしたわけではな く、実際にそのような生産工程のシフトが行わ れ、かつそれによって Solar I 措置の効果が減 殺されたという事実について課税対象企業も否 定していないことを理由として³⁷⁾、その証拠が 真正なものだと判断した38)。原告は、「迂回」 の恐れはROOの設定と無関係なのだから. ROOの設定にあたって「迂回」の恐れを加味 するのは不当だと主張したものの、CAFCは、 従来とは異なる ROO を用いることの理由とし て「迂回」の恐れを考慮するのは不当ではない として³⁹⁾,調査当局による説明が妥当なものだ

³³⁾ 台湾での工程を特定するにあたっては、いわゆる"two-out-of-three rule" が適用された。

³⁴⁾ SunPower Corp. v. United States, 253 F. Supp. 3d 1275 (CIT 2017).

³⁵⁾ Ibid., at 917-918.

³⁶⁾ Grape Solar, Trina Solar, Suntech, Canadian Solar の経営陣の報道機関へのコメントについては下記を参照。Wiley Rein LLP, Certain Crystalline Silicon Photovoltaic Products from China and Taiwan, Inv. Nos. 701-TA-511 and 731-TA-1246-1247 (Final) Hearing, 8 December 2014, p. 7.

³⁷⁾ Final Results of Redetermination Pursuant to Court Order: SunPower Corp. v. United States, Consol. Court No. 15-00067, Slip Op. 16-56 (June 8, 2016), 5 October 2016, p. 20.

³⁸⁾ Canadian Solar, supra n. 32, at 919.

³⁹⁾ Ibid., at 919.

と認めた。

第2に、原告は、「迂回」の恐れに対してはより広い範囲の産品について新規調査を行うとかでもって対応すべきであって、従来と異なる特殊なROOを設定するという形で対応するのは不合理だと主張したが、サプライチェーンの組換えに対していちいち新規調査を行うのはモグラたたきゲームのようなものであり、調査当局はそのような義務を負わない。また、Bell Supply事件判決が示したように、そもそも特定のAD措置の対象範囲をどのように定めるかは、「迂回防止」調査に先立つ問題であるため、必ずしも「迂回防止」調査しか行えないということにはならない。

Ⅲ-3-2. その含意

(1) AD 調査における「実質的変更」原則の デカップリング

CAFC は、調査当局が潜在的な「迂回」へ の対策として. 長年の伝統を破って「実質的変 更 | を基準としない ROO を用いることさえ認 めた。たしかに、国内産業に損害を及ぼすよう なダンピング行為に対抗することが AD 措置 の目的であることから、損害を生じさせるよう な特定のダンピング行為をピンポイントで捕捉 する必要がある。それゆえ、事案ごとに ROO を設定すること自体には問題がない。また、本 件調査においては、課税対象企業の経営陣が「迂 回」によって AD 措置を免れようとする企て を公言したことから、それに対抗する調査当局 による ROO の操作を不当とは断じがたいとい う事情があった。業績悪化を懸念する投資家や 取引先企業への対応の一環としてそのような発 言がなされたとは推測されるものの、軽率で あったのはたしかである。

より密かな形でサプライチェーンの組換えが

行われるような場合に、どのような基準で「迂回」の恐れへの対応が正当化されるのか、調査当局による行政裁量の行使に対してどのような法的統制が及ぶのかは未知数であり、そのこと自体が正当なビジネス判断を萎縮させる恐れがある。すでに、2019年3月に発出された別件の「迂回防止」調査最終決定において、実質的変更の有無と関係ない文脈でも本件判決に準拠して既存AD措置の対象範囲を拡大すると判断した例があり⁴⁰、本件判決の影響がどの範囲まで及んでいくのかも注視する必要がある。

本件判決は、CAFCがさらに AD「迂回防止」と ROO との関係を複雑化させる方向に法解釈を展開させたという点で、AD 措置に対する国際的規律の実効性にも大きな影響を及ぼしうる。第1に、「迂回防止」調査において必要とされているような精緻な分析に基づく「迂回」の認定なしに、「迂回」の懸念への考慮だけに基づいて(一定の証拠の提示が求められるとしても)、税関の用いる ROO と全く異なる ROOを用いるのを認めることとなれば、AD 措置の安易な拡張・延長が容易になり、これまでのAD 規律が骨抜きになる恐れがある。実務的には、特に中小の貿易当事者にとって、AD 調査への対応の負担も、AD 措置の遵守のための負担も増していくものと想定される。

もちろん、新規調査において、対象産品の特定にあたって特殊なROOの設定を行えば、AD措置発動要件の一つである損害認定における帰責性(attribution)の認定が難しくなると推測されるので、極端に人為的な操作はしづらいと推察される。それでも、行政裁量の明確な限界が示されない限り、濫用の恐れは小さくない。また、新規調査と異なり対象範囲確定手続においては、その対象となる産品について個別に損害認定を行うことが要求されていない⁴¹⁾。もしROOの設定が濫用的に利用されれば、

⁴⁰⁾ Certain Steel Wheels from the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less-Than-Fair-Value, 84 FR 11746-01, 28 March 2019.

⁴¹⁾ Carbon and Certain Alloy Steel Wire Rod from Mexico: Final Affirmative Determination of Circumvention of the Antidumping Duty Order, 84 FR 9089-01, 13 March 2019.

いったん AD 措置が発動された後に正当なビジネス判断として行われた生産移管等であっても既存 AD 措置の対象とされてしまう恐れがある。

第2に、仮にAD協定上で「迂回防止」措置を容認しつつその濫用を防ぐための規律を設けたとしても、それ以外の段階が類似の機能を果たすのであれば、せっかく国際的規律を設けても抜け穴が生じることになる。

(2) 第三国への影響 1:日本企業への「流れ弾」としての Kyocera Solar 事件の概要

米国における上記のような運用は、第三国にも影響を及ぼしうる。ある産品に対して AD 調査を行い、その後に生じた「迂回」輸出を捕捉するという目的で、実質的に同一の産品について別異の ROO を設定したことについて、

「Kyocera Solar v. US」事件(以下, Kyocera Solar) の CIT 判決は、合理的理由があるとして正当だと判断した⁴²⁾。

上述(II-3-1)した Canadian Solar 事件と同じ一連の AD 措置の運用において、調査当局はメキシコで米国向けにソーラーパネルの組立をしていた Kyocera Solar 社の製品も、台湾製セルを使っていたため Solar II Taiwan 措置の対象に含まれるとして課税した。なぜなら、Solar II Taiwan 措置では、セルからパネルを製造する工程で実質的変更が生じないとする ROO が用いられていたからである。その際、Kyocera Solar 社がいつから台湾製セルを用いていたか、Solar I 措置の前後で中国製セルから台湾製セルに調達先を変更したか等、「迂回防止」調査で考慮されるような要素が検討されることはなかった。

Kyocera Solar 社からしてみれば、中国企業による「迂回」行為と関係なく、上記「迂回防止」措置に巻き込まれることになった。同社は

まず、台湾製セルを用いてメキシコで製造された太陽光発電パネルの輸出量が少ないことを理由として除外申請を行ったが、認められなかった⁴³。そこで Kyocera Solar 社は、Solar II Taiwan 措置において調査当局が Solar II China とは異なる原産地規則を用いたのは不当だと主張して CIT に提訴した。

これに対して調査当局は、上記2つのAD 措置はそれぞれ対象産品が異なるため、異なる ROOを適用しても問題ないと主張した。具体 的には、Solar II China では中国内での組立が 問題であったため「パネル組立」工程を基準と し、Solar II Taiwan では台湾製セルの利用が 問題であったため「セル製造」工程を基準とし たと説明した。また、Solar II China では中国 国内の価格動向が問題となったのに対し Solar II Taiwan では台湾外での価格動向が問題と なったため、価格動向について異なる認定方法 を使っても「類似の状況にある産品」の間の差 別待遇にはあたらないと主張した。

CIT は、同じ産品であっても調査ごとに異なる原産地規則や価格動向調査を採用したことについて商務省が実質的証拠を示したと認定し、商務省による異なる ROO の設定を適法と判断した⁴⁴。

(3) 第三国への影響 2: EU が発動した AD 措置への影響

EUも、2009年 AD 規則第 13 条において、「迂回防止」のために、新規調査とは異なる見直し調査を行い、第三国からの輸入や微小変更品等に対して既存 AD 措置の適用範囲を拡大することを認めている⁴⁵⁾。「迂回」は「第三国と EU との間または個別の課税対象企業と EU との間の貿易パターンの変化であって、AD 税が課されたこと以外に正当理由または経済的正当性を欠く慣行、工程または作業によってなさ

⁴²⁾ Kyocera Solar, Inc. v. United States, 253 F.Supp.3d 1294 (CIT 2017), hereinafter Kyocera II.

⁴³⁾ Kyocera Solar, Inc. v. United States International Trade Commission, 844 F.3d 1334 (CAFC 2016), hereinafter Kyocera I.

⁴⁴⁾ Kyocera II, supra n 42, at 1311.

れ、既存の税の救済効果を損なっているとの証 拠があり、かつ、当初 AD 措置において設定 された正常価額に照らしてダンピングがること の証拠が示された場合に認定される(AD 規則 第13条第1項)。その認定基準について、いわ ゆる微小変更、第三国迂回、積替、および、第 三国またはEUでの組立の4つが不法行為とし て例示されているが、限定列挙でないため他の 形態でも「迂回」と認定されうる。このうち、 第三国または EU での組立が「迂回」だと判断 するにあたっては、当初 AD 調査の開始前後 に生産が急増したこと, 部品価格が完成品価格 の60%以上であること(ただし225%以上の 付加価値が組立時に付加された場合を除く), および、価格または数量面において AD 税の 救済効果が減殺されており、かつ、既存 AD 措置について設定された正常価額に照らしてダ ンピングがあるとの証拠が示されたことの3要 素が考慮される(同条第2項)。

中国製 CSPV については、EU でも 2013 年から AD 措置が発動されていたところ、マレーシアと台湾を迂回して輸出がなされているとの申立が 2015 年に国内産業からなされたことに基づいて、「迂回防止」調査がなされた⁴⁶⁾。そして、上記 3 要素をいずれも満たすとして、2016 年に台湾とマレーシアにも既存 AD 措置が拡張適用されることとなった⁴⁷⁾。

なお、AD 措置は拡張されたものの、マレーシアと台湾の全ての企業がAD 措置の対象に自動的になるわけではない。調査対象期間中に輸出実績がない企業が対象産品をEU に輸出し

ようとする場合、拡張された AD 措置の対象 から除外するよう申請することができる。その 際にも、新たに輸出することにしたのが「迂回」 に該当しないかが考慮される。具体例としては、 上述の CSPV について、中国の課税対象企業 である Iinko Solar 社の完全子会社である Iinko Malaysia は、以下のような要素を備えている と認定されたために、2016年に拡張された AD 措置の対象外とされた⁴⁸⁾。第1に、Jinko Malaisia が輸出しようとしている対象産品は、Jinko Solar から購入したものではない。第2に、Jinko Solar の親会社である Jinko Solar Holdings (ケイマン 諸島)は、中国とマレーシア以外にもポルトガ ルと南アフリカに製造設備を有している。そし て, 市場拡大の見込みのある地域で製造を拡大 させるというのが2014年以来の経営方針であ り、同じ年にマレーシアの生産設備の建設も決 定されていた。第3に、Jinko Malaysia は自力 で対象産品を生産する能力を備えており、これ まで積替、組立、再販等の形態による「迂回」 行為に従事したこともない。第4に、課税対象 企業の完全子会社であることは、除外申請を退 ける理由とならない。

このように、EUも、AD協定上の規律について不明瞭なままになっている間に、独自に「迂回防止」措置を確立させている。ただし、上記Canadian Solar 事件 CAFC 判決が示したような、「迂回」の正式な認定を行うことなく、その「証拠」が提示されたことを ROO の設定において「考慮」するというような運用がなされているかは不明である。もし同様の運用がなさ

⁴⁵⁾ Regulation (EU) 2016/1036 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on protection against dumped imports from countries not members of the European Union (codification), OJ L176/21 (30 June 2016), p. 41.

⁴⁶⁾ Commission Implementing Regulation (EU) 2016/185 of 11 February 2016, extending the definitive anti-dumping duty imposed by Council Regulation (EU) No 1238/2013 on imports of crystalline silicon photovoltaic modules and key components (i.e. cells) originating in or consigned from the People's Republic of China to imports of crystalline silicon photovoltaic modules and key components (i.e. cells) consigned from Malaysia and Taiwan, whether declared as originating in Malaysia and in Taiwan or not, OJ L37/76.

47) Ibid., recitals (27)-(76).

⁴⁸⁾ Commission Implementing Regulation (EU) 2017/1997 of 7 November 2017, amending Implementing Regulations (EU) 2016/184 and (EU) 2016/185, OJ L289/1, recitals (13)-(18).

図3 米国の最近の運用における、AD「迂回防止」における ROO の機能

- (1) 対象産品の確定時の. 範囲確定基準の操作(※対象産品の範囲に合わせたROOの設定も可能)
- (2) 対象範囲確定裁定による,対象範囲の操作(※対象産品に変化がない場合でも,当初調査と異なる ROO の設定も可能)
- (3) 別途の新規調査(※以前の調査と当該範囲がほぼ同じであっても、事案ごとに別異のROOの設定も可能)
- (4) 「迂回防止」調査 (※その際、上記 (1) の操作も可能であるが、上記 (1) ~ (2) とは異なる ROO の設定も可能)

(出所) 著者作成

れるとすれば、たとえば米国における訴訟資料や米国裁判所の認定自体を「証拠」として他の加盟国でも「考慮」することができることとなる。すると、一つの加盟国における「迂回防止」措置が他の加盟国にも波及効果を持ちうるため、輸出者にとっては過度の負担をもたらす恐れがある 49 。

Ⅱ-3-3. 小括

本章における検討から、米国において今日、

AD「迂回」に対抗するための制度は図3のように整理できる。

上述(III - 1 - 3)の図2と比べると、ROOの果たす役割が顕著に拡大していることが分かる。とりわけ、図中の(2)、(3)、(4)の各段階において、個別の状況に照らしてROOを操作できることが、調査当局の裁量を拡大させる効果を有する。

IV. 原産地規則の調和が、AD「迂回防止」措置の規律に及ぼす影響

IV − 1. HRO の AD 「迂回防止」 措置への適用可能性

IV-1-1. ARO の規定

ARO第1条第1項は、ROOを「物品の原産 国を決定するために加盟国が適用する法令及び 一般に適用される行政上の決定」と定義する。 同条第2項では、前項に規定するROOには、 AD措置、補助金相殺関税、セーフガード措置 等適用に当たり「非特恵的な通商政策の手段に おいて用いられるすべての原産地規則を含む」 と規定する。

そもそも、AD措置の対象産品を特定するに あたっては、必ずしも「原産国」を決めなけれ ばいけないわけではない。「輸出国」を基準と して特定したり、「原産国」と「輸出国」を組み合わせて対象産品を特定したりすることも、調査当局の裁量事項である。仮に「輸出国」がどこであるかに基づいて対象産品を決めるのであれば、原産国の認定は必要なく、ROOを利用する必要もない。とはいえ、AD協定第2.2条、第2.5条、第5.2条(iii)のように、「輸出国」とは区別される意味で「原産国」の語が用いられている場合は、それを適用する限りで「原産国」認定が必要となり、その際にはHROが適用されるべきものと解される。さらに、「原産国」の明示的な言及がなされているか否かにかかわらず、原産地の「概念」を用いる際には、AD協定等にHROを適用するべきだと考える国も

⁴⁹⁾ 各国における競争法の域外適用が重複して適用される場合と類似の問題状況だと言える。

ある (日本を含む)。

N-1-2. HRO の最大の障害としての「影響問題|

上述のように、非特恵 HRO の作成作業は、1994年に始まったものの、2010年以降はほぼ進展がない。もともと、複数の国をまたいで生産される産品について原産国を決定するにあたって、どこで「実質的変更」が行われたかが鍵となるという点に異論はなかった。しかし、実質的変更を認定するための基準について、付加価値基準や関税分類変更基準等をどの物品について適用するか、各国の制度が区々であったあったものを、約10年でほぼ収束の見通しがつくところまでこぎ着けた。機械類や繊維等については政治的利害が強く関わったために難航したが、より大きな障害となったと言って差し支えないのが、いわゆる「影響問題」(implications issue)である。

ここで「影響問題」とは、HROをADにも 適用することの AD 分野. とりわけ AD 「迂回 | を捕捉する目的で ROO を利用することへの影 響をどのように評価するかという問題である。 そもそも「迂回防止」調査において必要となる ROOとは、既存 AD 措置において指定された 原産国に該当するか否か判断する基準のことだ と理解されてきた。そのため、その認定にあたっ ても当然に HRO を適用すべきものだという解 釈が有力である(日本もこのように解釈してき た)。この理解によれば、ある産品の原産国が 既存 AD 措置の対象産品の原産国と異なる場 合. 既存 AD 措置の射程外となる。そして、そ のような産品が「迂回」によってなされたと構 成するか否か、そのような場合にどのような対 策をとりうるか否かは AD 協定上の権利義務 に関わる問題であるため、ARO上のHROの 射程範囲によって決まるものではない。とする と、「影響問題」は、その実質において AD協

定上委員会又は AD ルール交渉において議論・決定されるべき論点である。上述(III-1-1)の通り「迂回防止」措置が AD 協定上認められるか否かについて WTO 加盟国間に合意はないものの、だからといって CRO において HRO の適用範囲について議論する筋合いではないということになる 50 。

他方で、HRO を AD 分野に自動的に適用す ることが義務付けられれば、前節(Ⅲ.)で見 てきたような「迂回」への各種の対応が妨げら れるのではないかとの懸念も示されてきた。上 述の Bell Supply 事件や Canadian Solar 事件で 示されたように、既定の明確な ROO があれば、 それを逃れることも容易になるからである。も し AD 協定上で明示規定がなくとも「迂回防 止」が例外として認められるのであれば、 ARO 第1条第2項の解釈においても、AD措 置一般の場合と AD「迂回防止」の場合とで異 なる取扱いがなされる必要があるという主張も あり得よう。さらに、AD 措置の対象産品は調 査ごとに個別に決められるため, 一般的に定め られた品目別規則がそのまま適用されない場合 の方が多い。それゆえ、ARO 第1条の規定と は別に、HRO ができたとして実際に AD 措置 にどのように適用され得るのか、詳細な検討を 行う必要があることはたしかであろう。

Ⅳ-2. 制度間調整のための含意

今日、AD協定上の明示規定がない限り AD「迂回防止」措置を取り得ないという内容の合意形成をWTO加盟国間で追求することは、成功の見込みが薄いと思われる。主要な加盟国において AD 措置の実効性確保のために「迂回防止」措置が必要だとの認識が定着しつつあり、かつ、それなりに精緻な法制が整備されつつあるからである。また、いかに「迂回防止」措置に対する国際的規律を強化しようとしても、当初措置で対象産品を特定する段階や、事後の対

⁵⁰⁾ むろん、ARO 第1条第2項の改正を行うことは可能であるものの、それはドーハ・ラウンド交渉の議題ではないため新たな交渉合意が必要となる。ARO 単独の改正交渉を行おうとする動きは、現時点で知られていない。

象範囲確定手続等でROOの操作を柔軟に行えるのであれば、AD協定上の規律を設けることの意義は縮減する恐れがある。

逆に、こうした現状は、AD「迂回防止」問題と HRO 問題とをデカップルすることに踏み切るきっかけが提供していると見ることもできる。AD 分野で常に HRO を適用することが現実的でないとの判断に至るのであれば、ARO 第1条第2項の規定にかかわらず、AD について HRO を適用するか否かは各国の裁量事項とすることを受け入れることで、少なくとも2010年段階の議長提案の採択を妨げる最大の障壁が崩れることとなる。もちろん、その後のモメンタムの低下や人材の散逸により、調和作

業を今から再開することは困難であろうが、もし非特恵ROOの調和が達成されれば、特恵ROOを含むROOの包括的調和(または特恵ROO不要論の台頭)への足がかりとして大きな意義を有する。他方で、AD分野の交渉においても、AD「迂回防止」を正面から容認しつつ、「迂回防止」調査を含む手続的透明性の向上を勝ち取ることができれば、ADに関する国際的規律の改善と明確化に大きく資するものと期待される。上述($\Pi-1$)の通り、「迂回」への対応は日米貿易交渉の論点にも含まれていることから、大局観に立った戦略的に検討することが望まれる。

V. おわりに

AD協定上、WTO加盟国が「迂回」に対し てどのような対応を取り得るのかについて合意 されたルールが存在しない。また、HRO がで きれば AD にも適用されるというのが ARO 第 1条第2項の規定であるが、「迂回防止」調査 について HRO をどのように適用するかについ ても合意されたルールはない。その合意形成を 図るべく長年にわたって AD 分野と ROO 分野 で続けられてきた交渉も、進捗が見られない。 その一方で、特恵 ROO が多数並存するように なり、AD「迂回防止」の制度も諸国の国内法 において次第に整備されつつある。中でも主導 的に法制・運用を展開させてきた米国において は、上述(Ⅲ-3-3) した図3のように ROOを駆使することを含む多様な形態の措置 が可能となっている。

AD ルール交渉その他の場面において「迂回 防止」に対する国際的規律を模索しようとする 場合、こうした多様な形態の措置を包摂する射程を持った検討が必要となろう。ROOがこのように多様な形で利用されることが許容されるのであれば、HRO交渉において「影響問題」が主要な障壁となる恐れは小さくなるものと推察される。

これとは別に、国内法制における AD「迂回防止」のあり方については、各国の国内法制の特徴に合わせてどのように合理的・整合的な制度設計が可能かの検討が必要となる。日本としては⁵¹⁾、上述(II.)のような米国や EU 等の制度・運用を分析しつつ、効果的でありかつ濫用の恐れの少ない「迂回防止」制度の構築がいかに可能かを検討することが⁵²⁾、AD 協定の明確化と改善のための将来の交渉に主体的に取り組むための出発点となろう。

今の時点から、調和作業と AD ルール交渉が共に活発だった 2005-2008 年頃を振り返って

⁵¹⁾ 上述(前掲注24) のように、日本も必ずしも特恵ROOのみを適用してきたわけではない。

⁵²⁾ どのようにしても濫用の防止は困難だと判明すれば、それこそが他国による AD「迂回防止」措置を批判 する材料として利用しうることとなろう。

みれば、制度間調整の結節点であった「影響問題」の取扱いにおいて、AROの文言や AD 協定の文言にこだわって統合的制度設計への取り組みが遅れたことには問題があったのではないだろうか。けっきょく、AD「迂回防止」は、AD 協定に明文規定がないにもかかわらず、AD 措置の実効性確保のための正当な手段だとして定着しつつある。また、最近の米国の運用動向にも顕著になっているように、「迂回防止」調査そのものに対して国際的規律を設けても、その効果は小さい。では対象範囲確定手続やAD 調査時の ROO の設定の仕方にまでルール交渉の論点を広げられるかと言えば、そのよう

な機運は生じていない。もちろん、協定の文言に準拠する立場をとること自体は問題ではないが、結果としてHROを完成させる機会を逸し、AD「迂回防止」について国際的規律を設ける機会も逸した。前節($\mathbb{N}-2$)で指摘したような点も含め、制度横断的な政策形成をどのように行っていくかが課題なのではないだろうか。そのために、上述($\mathbb{II}-1-3$)したように、AD「迂回防止」のような措置の法的合理性・整合性についての理論的整理と実務的検討とを含む総合的取組みが必要となる。以上。

参考文献

- 小林友彦 (2009)「WTO アンチダンピング協 定における迂回防止措置の位置づけの再検討 一近年の国家実行及び紛争処理事例の予備的 考察—」『商学討究』第59巻第4号, pp. 215-225
- 長谷川実也(2018)「日本の原産地規則の変遷 について」『経営と経済』(長崎大学)第98 巻第1-4号, pp.25-57.
- ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所 (2016)「FTA 原産地証明に係る海外の法制 及び企業の実施体制実態調査報告書」
- Fortnam, B. (2019), "Japan and its Titanium Sponge Industry Rebut Claims Behind 232 Probe," *Inside US Trade*, 3 May 2019, 2019 WLNR 13777487, p. 18.
- van de Heetkamp, A. and Tusveld, R. (2011), Origin Management: Rules of Origin in Free Trade Agreements, Springer.
- Kahn, J.C. and Rickard, N.M. (2014), "Comme rce Must Adopt A Central Role in Addressing Circumvention of All Types," George Mason Journal of International Commercial Law, Vol. 6 No. 1, pp. 1–57.

- Mavroidis, P.C. and Vermulst, E. (2018), "The Case for Dropping Preferential Rules of Origin," *Journal of World Trade*, Vol. 52 No. 1, pp. 1–14.
- Rooke, H. (2011), L'autoprotection et le droit de l'OMC, Editions universitaires européennes.
- Stewart, T.P. (ed.) (1994), The GATT Uruguay Round: A Negotiating History (1986–1992), Vol. II, Kluwer Law and Taxation Publishers.
- Yu, Y. (2008), Circumvention and Anticircumvention Measures: the Impact on Antidumping Practice in International Trade, Wolters Kluwer
- 日本貿易関係手続簡易化協会(2016-)「検証 WTO 非特恵原産地規則調和作業」〈http:// www.jastpro.org/essay/tokue.html〉
- United States Trade Representative (2018),

 United States-Japan Trade Agreement

 Negotiations Summary of Specific

 Negotiating Objectives, December 2018.

 (https://ustr.gov/sites/default/
 files/2018.12.21_Summary_of_U.S.-Japan_

 Negotiating_Objectives.pdf)